

鎌倉の景観

鎌倉市景観計画の実績報告

平成29年(2017年)7月

と

令和5年(2023年)3月



鎌倉市

平和都市宣言

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日 鎌倉市

鎌倉市民憲章

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

昭和48年11月3日 制定

市の木・市の花

○市の木 ヤマザクラ (オオシマザクラを含む＝バラ科)

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

○市の花 リンドウ (リンドウ科)

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

昭和50年10月25日 制定

はじめに

わが国を代表する歴史的文化都市である鎌倉では、その歴史とともにつくられてきた良好なまち並みを後世に伝えるため、これまでまちづくりに関する様々な施策を推進してきました。

平成8年（1996年）に施行した都市景観条例では、市民との協働による景観づくりの仕組みを整えました。その後、平成16年（2004年）の景観法制定を受けて、平成17年（2005年）5月に景観行政団体となり、平成19年（2007年）1月には景観計画を策定しました。平成29年（2017年）1月に景観計画策定後10年が経過したため、同年3月に計画の改定を行い、同年7月より運用を行っています。

本市の景観計画は、平成8年（1996年）からの景観行政の蓄積をもとに、景観形成の基本理念・目標を定めるとともに、市域を土地利用の現状に合わせ21区分し、区域毎に景観形成の方針・基準をきめ細かく定めたもので、景観法に基づく届出・勧告制度により、一定規模以上の建築行為や開発行為等の景観誘導に取り組んできました。

改定計画では「鎌倉の特質が表れている景観」を「つかみ」、「鎌倉にふさわしい景観」として「なじませ」、さらにデザインを「工夫する」ことで、より「鎌倉らしい景観」が創造されるよう図っています。今後は、10年間の実績を生かすとともに、眺望景観や重要な景観資源への配慮などを加えて、「鎌倉らしい景観」の形成をめざします。

また、公共建築物や道路をはじめとする公共施設の整備に当たっては、行政が地域の良好な景観形成の先導的な役割を担うとの自覚を再認識し、国や県等との連携を強化し、周辺の景観と一体となった都市景観の形成を図ります。

このように景観施策は、景観計画の実現化方策に沿って推進を図っていますが、これを的確に推進するためには、施策の進捗状況を常に確認するとともに、事業の効果を市民と行政が共有することが必要です。

このため、今まで、年度毎（平成30年度版・平成31年度版・令和2年度版・令和3年度版・令和4年度版）に施策の実績をまとめ公表を行ってきました（※詳細な実績については、年度毎の実績報告をご参照ください）。

このたび、短期目標期間（平成29年7月～令和5年3月）が終了したことから、短期目標期間の実績と今後の課題をまとめ、中・長期目標の推進スケジュールの施策の展開を見直しました。

令和6年（2024年）3月
鎌倉市

目次

I	目的と振り返りの方法	4
II	推進施策の検証	
1	市民・NPO・事業者との協働・支援	
(1)	都市景観の形成に貢献する取り組みの表彰	6
(2)	シンポジウム、講演会の開催	7
(3)	市民活動の支援	8
(4)	景観形成の担い手の育成・活用	9
(5)	市民への普及・啓発冊子の作成等	10
2	ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成	
(1)	良好な都市拠点の形成	11
(2)	官民が連携したベルトの都市景観の形成	13
3	景観資源を核とした都市景観の形成	
(1)	歴史的建造物の保存と活用	15
(2)	地域景観資源の保全と整備	18
(3)	歴史的風土の保存等	20
(4)	眺望景観の保全・創出	22
4	地区の個性を活かした都市景観の形成	
(1)	地区プランの策定・提示	23
(2)	特定地区や景観地区等の活用	25
III	推進体制等の検証	
1	推進体制	
(1)	庁内・関係機関との推進体制の構築	27
(2)	景観アドバイザーの起用	28
(3)	景観協議会の設立	29
(4)	景観形成協議会の設立	30
2	関連制度・施策の活用や連携	
(1)	屋外広告物条例の制定	31
(2)	公共施設の景観整備ガイドラインの作成	32
(3)	関連施策との連携	33
3	都市景観形成事業等の活用	
(1)	歴史的建造物の保全基金の活用	35
(2)	都市景観形成事業の活用	36
4	景観に関する情報の管理・活用	
(1)	景観資源のデータベースの整備・活用	37
(2)	重要な地区等における景観の変化の把握	38
IV	短期目標期間の実績と課題	39
V	景観計画（短期目標期間）の検証経過について	41

I 目的と振り返りの方法

(1) 目的

鎌倉市景観計画（平成29年（2017年）1月改定、平成29年（2017年）7月施行）は、計画期間をおよそ10年と定め、短期目標及び中・長期目標を定めているものですが、今般、短期目標期間（平成29年（2017年）7月～令和5年（2023年）3月）が終了したことから、当該期間の実績を振り返り、残存期間に取り組むべき課題を明らかにするとともに、次期改定に向けての検討の素材としようとするものです。

(2) 振り返りの方法

景観計画に定める推進スケジュールの構成に従い、『推進施策』については、各項目について、「内容」「目標」「推進方法」「実績」「推進状況」「今後の施策」からなる評価シートを作成します。『推進体制等』については、各項目について、「内容」「目標」「実績」「今後の施策」からなる評価シートを作成します。

また、各項目に対し、短期目標期間における実績を次の基準により評価します。

- A：基準時（計画始期）よりも景観の水準が向上した、または水準の向上に資する施策を実施できた場合。
- B：基準時（計画始期）と同等の景観の水準を維持した場合、または水準の向上に資する施策の検討を進めた場合。
- C：基準時（計画始期）よりも景観の水準が下降した、または水準の向上に資する施策に着手できなかった場合。

(3) 推進スケジュール

景観計画では、短期（平成29年（2017年）7月～令和5年（2023年）3月）にその実施を目指すもの（短期目標）と、中・長期的（平成29年（2017年）7月～令和9年（2027年）3月）に実現に向けた検討を行うもの（中・長期目標）に分類し、計画的な施策の展開を図っています。

			短期目標 H29.7～R5.3	中・長期目標 H29.7～R9.3	
推進 施策	1 市民・NPO・事業者との協働・支援	(1) 都市景観の形成に貢献する取り組みの表彰	● 景観づくり賞などを	● 定期・継続的に実施	
		(2) シンポジウム、講演会の開催	● シンポジウム、セミナーなどを	● 定期・継続的に実施	
		(3) 市民活動の支援	● 市民・NPO活動の支援、	● 制度の充実など	
		(4) 景観形成の担い手の育成・活用	● 景観整備機構の指定、	● 支援など	
		(5) 市民への普及・啓発冊子の作成等	● 市民と市の協働による景観計画概要版作成	● 市民協働による普及啓発	
	2 ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成	(1) 良好な都市拠点の形成	● 都市拠点の景観整備、	● 地区指定など	
		(2) 官民が連携したベルトの都市景観の形成	● 官民連携による街路樹の維持など		
	3 景観資源を核とした都市景観の形成	(1) 歴史的建造物の保存と活用	● 景観重要建築物等の	● 制度の充実、活用など	
		(2) 地域景観資源の保全と整備	● 地域景観資源の保全、普及啓発、データベースへの反映		
		(3) 歴史的風土の保存等	● 緑地としての樹木管理、防災対策など		
		(4) 眺望景観の保全・創出	● 眺望景観の保全、定点観測、高度地区との連携など		
	4 地区の個性を活かした都市景観の形成	(1) 地区プランの策定・提示	● 地区プランの策定、地区住民との協議、デザインガイドライン作成		
		(2) 特定地区や景観地区等の活用	● 地区指定の検討、指定後の活用		
	推進 体制等	1 推進体制	(1) 庁内・関係機関との推進体制の構築	● 公共施設景観整備システムの構築	● 景観重要公共施設研修の定期・継続的な実施
			(2) 景観アドバイザーの起用	● 景観アドバイザー制度の	● 充実、活用
			(3) 景観協議会の設立	● 景観協議会設立のための調整、体制の整備、設立後の運用など	
(4) 景観形成協議会の設立			● 景観形成協議会設立のための調整、体制の整備など		
2 関連制度・施策の活用や連携		(1) 屋外広告物条例の制定	● 屋外広告物の調査、関連機関との調整、条例の制定など		
		(2) 公共施設の景観整備ガイドラインの作成	● 公共サインガイドラインの作成 ● 公共施設の景観整備ガイドラインの作成	● ガイドラインの運用	
		(3) 関連施策との連携	● 歴史的風致維持向上計画の推進 ● 活用	● 地区計画、高度地区の活用、防災対策推進	
3 都市景観形成事業等の活用		(1) 歴史的建造物の保全基金の活用	● 鎌倉市景観重要建築物等保全基金の活用		
		(2) 都市景観形成事業の活用	● 各種事業の活用、景観ベルトや景観拠点の形成等の推進		
4 景観に関する情報の管理・活用		(1) 景観資源のデータベースの整備・活用	● データベースの作成	● データベース活用	
		(2) 重要な地区等における景観の変化の把握	● 定期的な調査、データベースへの反映、管理・活用		

II 推進施策の検証

1 市民・NPO・事業者との協働・支援

地方分権の推進により、様々な施策展開が市民に身近なレベルで実施され、市民・NPO・事業者の行政への参画の機会も拡大されています。今後は、市民・NPO・事業者・行政の役割分担や責任の明確化など、新たな時代に向けた質の高い協働の仕組みを築いていきます。

(1) 都市景観の形成に貢献する取り組みの表彰

内容					
景観づくり賞の継続的な実施により、都市景観の形成に貢献する市民・NPO・事業者の活動を顕彰するとともに、様々な活動主体が有機的に結びつけるよう支援します。					
目標					
景観づくり賞などを定期・継続的に実施					
推進方法					
景観づくり賞は、市民ニーズに即したテーマを選定し、実施します。					
実績					
過去5回の景観づくり賞の実績を踏まえ、事業者等に優良な事例として示すことで、良好な景観の形成に役立てています。 5回の中で、建築物、屋外広告物、樹木等、主要なテーマは一巡したと言えますが、現在までに新しい事例も増えていることから、改めて顕彰を行う必要があります。					
目標の達成状況		A ・ B ・ ©			
推進状況					
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
【景観づくり賞】		←…過去5回の開催・パンフレットの発行			新しい表彰制度の検討
		コロナ禍での中断			→
今後の施策					
景観づくり賞は市民参加型の表彰制度ですが、コロナ禍等により開催困難な状況もあったことから、インターネット等を活用しながら、市民意見を反映した新しい表彰制度の実現に向けて検討を進めていきます。					

(2) シンポジウム、講演会の開催

内容					
都市景観の形成をすすめるため、シンポジウム、講演会の開催のほか、若年層を対象としたセミナーの開催や出前講座を継続的に実施します。					
目標					
シンポジウム、セミナーなどを定期・継続的に実施					
推進方法					
親子景観セミナーの開催、学校や自治会等を対象とした出前講座の実施等を通じて、景観づくりの意識啓発に努めます。また、市民が主体的に活動する取組への支援を行います。					
実績					
鎌倉駅地下道ギャラリーで鎌倉の景観に関する展示を毎年行っています。また、その内容は、情報の更新に努めています。 実施している親子景観セミナーについては、コロナ禍により一時中断を余儀なくされましたが、令和4年度（2022年度）から再開しました。					
目標の達成状況		A ・ ㊀ ・ C			
推進状況					
H 2 9	H 3 0	H 3 1 / R 1	R 2	R 3	R 4
【親子景観セミナー】					
継続的な開催		コロナ禍での中断			実施の再開
オンライン…開催の検討					
【地下道ギャラリーでの展示】					
継続的な実施					
今後の施策					
コロナ禍での中断を踏まえ、今後、インターネット等を活用し、対面によらなくても継続できる普及啓発事業のあり方を検討します。 また、普及啓発事業については、近隣市との共同開催等、より効果的な開催方法を模索していきます。					

(3) 市民活動の支援

内容					
<p>市民・NPOの活動をさらに発展させ、都市景観の形成に主体的に取り組むことが可能となるような組織の育成を図ります。また、提案制度（都市計画法、景観法）の積極的な活用や市民・NPOによる景観づくり推進のための支援制度（自主まちづくり計画等）の充実を図ります。</p> <p>市民・NPOによるシンポジウムやセミナーの開催等、市民主体の啓発活動を支援します。</p>					
目標					
市民・NPO活動の支援、制度の充実など					
推進方法					
都市景観の形成に主体的に取り組む市民団体への支援を行います。また、景観に関する地域のイベントの支援を行います。					
実績					
<p>景観整備機構である一般社団法人ひと・まち・鎌倉ネットワークの活動の支援を継続して行っています。</p> <p>毎年行っている路地景観に関するイベント等の後援については、令和2年度（2020年度）からコロナ禍で中止していましたが、令和5年度（2023年度）から再開予定です。</p> <p>北鎌倉東地区景観形成協議会等の景観形成協議会の活動の支援を行っています。</p>					
目標の達成状況		A ・ ② ・ C			
推進状況					
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
【景観整備機構の活動支援】		継続的な支援			
▲ H22～		→			
【市民活動支援・育成】		継続的な支援・育成			
		→			
今後の施策					
<p>地域のルールづくりの協力やイベントの支援を積極的に行い、市民・NPOによる景観づくりを推進します。</p> <p>また、若い世代の参画を促すため、学生等とも積極的に協働を進めます。</p>					


※（一社）ひと・まち・鎌倉ネットワークは、鎌倉を愛する建築家と様々な専門家で編成され、地域のまちづくりに関する活動を行っています。平成23年（2011年）4月、景観法に基づく景観整備機構に指定されました。

詳しくはホームページをご覧ください <https://hitomachikamakura.jimdosite.com/>

(4) 景観形成の担い手の育成・活用

内容					
<p>市民・NPOの主体的な都市景観の形成の取組みを支援するため、景観形成に関わるNPO法人や公益法人を景観整備機構として指定し、景観重要建造物・樹木の管理の他、住民の合意形成に向けたコーディネート役割に期待します。</p> <p>平成23年（2011年）4月には（一社）ひと・まち・鎌倉ネットワークを指定しましたが、他の景観形成に関する団体も景観整備機構となるよう積極的に支援します。</p> <p>市民の参画と協力により都市景観の形成を推進するため、景観形成推進委員制度を活用し、景観形成の担い手の育成に取り組みます。</p>					
目標					
景観整備機構の指定、支援など					
推進方法					
<p>景観整備機構や専門家等によるデザインレビューを開催し、まち並みの向上に努めます。</p> <p>景観形成推進委員制度を活用し、地域の魅力の発掘や景観形成の担い手の育成に取り組みます。</p>					
実績					
<p>平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の2箇年で、景観整備機構である（一社）ひと・まち・鎌倉ネットワークとガイドライン策定支援業務委託契約を締結し、現状調査や地元商店会とのワークショップ等を経て、若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインを策定しました。</p> <p>完成したガイドラインは、商店会員に配布するとともに、区域内で建築を検討する事業者にも配布し、建築物の設計段階で協議を行うなどの運用を行っています。</p>					
目標の達成状況		① ・ B ・ C			
推進状況					
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
【若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン】					
今後の施策					
<p>景観形成推進委員制度や景観整備機構など他の景観形成に関する団体と共に市民の活動への支援を行います。</p> <p>若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインは、引き続き、景観整備機構である（一社）ひと・まち・鎌倉ネットワークと協働して円滑な運用を図るとともに、まち並みの変遷を継続的に調査していきます。</p>					

(5) 市民への普及・啓発冊子の作成等


内容						
市民・NPO・事業者に対して、鎌倉らしい都市景観の形成を進める意義、自らが主体的に関わる景観づくりの必要性等を伝える必要があります。そのため、市民と市の協働による市民向けの景観計画解説書の作成などの普及啓発手法を検討し、その実行に取り組みます。						
目標						
市民と市の協働による景観計画概要版作成						
推進方法						
景観に関わる活動や制度の普及・啓発冊子を作成し、市民の景観への関心の向上に努めます。						
実績						
<p>平成30年度（2018年度）に、市内在住の画家による親しみやすいイラストレーションを用いて景観重要建築物等を紹介する景観重要建造物等保全基金の周知パンフレットを作成しました。各種イベント等で頒布し、基金の普及啓発に努めています。</p> <p>ふるさと寄附金を通じた寄附も大きな割合を占めていることから、ふるさと寄附金の使途指定先としての鎌倉市景観重要建造物等保全基金の周知パンフレットも作成しました。</p>						
						
目標の達成状況		① ・ B ・ C				
推進状況						
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
【景観計画の周知】						
<p>継続的な周知</p> <p>景観計画…概要版の作成</p>						
【鎌倉市景観重要建造物等保全基金の周知啓発】						
<p>▼パンフレット作成</p> <p>▲「えほん」第一弾作成</p> <p>▲第二弾作成</p> <p>▲第三弾作成</p>						
今後の施策						
<p>周知パンフレットの第一弾は長谷エリアの建築物等を掲載したパンフレットを市が作成し、第二弾は鎌倉駅周辺エリア、第三弾は由比ガ浜エリアの建築物等を掲載したパンフレットを景観整備機構が作成しました。</p> <p>今後、第四弾の作成を検討するとともに、市外の歴史的建造物での配架など、より効果的な配布の方法を検討します。</p> <p>また、景観計画概要版の更新を行います。</p>						

2 ベルトや拠点を中心とした都市景観の形成

良好な都市景観の形成をすすめるためには、行政が先導的役割を果たすことが必要です。このため公共施設の整備にあたっては、都市景観形成の視点から魅力ある空間創出をめざします。

特に構造別の景観形成方針で示した4つの景観ベルト、3つの景観拠点においては、公共施設管理者や地域住民とともに景観づくりの考え方を共有するとともに、重点的に整備に取り組みます。

(1) 良好な都市拠点の形成

内容
大船駅周辺拠点や深沢地域国鉄跡地周辺拠点では、今後、土地利用の転換を契機とし、良好な都市景観の形成に関する基本的な考え方（ガイドライン等）を示し、特定地区の指定や地区計画制度を活用するなど、良好な都市拠点の形成をすすめます。
目標
都市拠点の景観整備、地区指定など
推進方法
市全域を対象に継続的に取り組みます。拠点やベルトの位置付けのある場所、地区住民の発意のある場所等において優先的に取り組みます。
実績
<p>深沢地域整備事業においては平成30年（2018年）10月にまちづくり・健康・スポーツ等の専門家から構成する「鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会」を設置し、令和2年3月に深沢地域整備事業の土地利用計画（案）を作成しました。</p> <p>また、令和2年（2020年）7月に都市計画・景観計画等の専門家や市民委員等から構成する「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」を設置し、令和3年（2021年）3月に、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン基本方針」を作成しました。</p> <p>令和4年（2022年）3月には、土地区画整理事業と関連する事業の都市計画決定及び変更を告示しました。</p> <p>また、令和4年（2022年）11月から12月にかけて「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（素案）」のパブリックコメントを実施し、令和5年（2023年）2月に鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会から答申を受け、令和5年（2023年）3月に、「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン（案）」を策定し、公表しました。</p>

深沢地区が目指すまちのイメージ 抜粋

目標の達成状況	A ・ ② ・ C					
推進状況						
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
【協働によるまちづくり】						
継続的な推進・支援						
【深沢地区整備事業】						
▼「深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会」設置 ▲深沢地域整備事業の土地利用計画(案)作成 深沢地区まちづくり委員会の運営・・・▶						
まちづくりの基本方針・地区計画の方針の検討 地区計画、(仮称)深沢地区まちづくり条例の検討等・・・▶						
▼「深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会」設置 ▲パブリックコメント ▲「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン(案)策定」						
今後の施策						
「鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン(案)」に基づき、地区計画や(仮称)深沢地区まちづくり条例の検討を進めます。						

(2) 官民が連携したベルトの都市景観の形成

内容						
<p>景観ベルトでは、官民が連携し、街路樹の維持や清掃活動の実施、ストリートファニチャーの適切な更新等により、これまでに実施されてきた修景整備等の水準を維持します。</p> <p>道路空間の魅力向上のため、鎌倉の歴史性・文化性を活かし、市民や観光客にわかりやすく美しい公共サインの整備を推進します。</p> <p>オープンカフェの設置など、より魅力的な公共空間の活用方策を検討します。</p> <p>災害時に倒壊し交通阻害の要因となり得るブロック塀などの撤去、また、生垣等による接道部の緑化を推進するとともに、危険ブロック塀等対策事業補助金やまち並みのみどりの奨励事業補助金制度の啓発に取り組みます。</p>						
目標						
官民連携による街路樹の維持など						
推進方法						
<p>景観計画に定める景観重要公共施設における占用及び整備事業に対する指導を行うとともに、ベルトにおける神奈川県及び鎌倉市の公共施設管理者が情報交換等を行う場をつくり、ベルトにおける良好な景観形成を推進します。</p> <p>公共サインのガイドラインを基に統一的な公共サインの整備を行っていきます。</p> <p>魅力的な公共空間の整備のために、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区における開発事業に対し、まちづくり空地を設置するよう誘導します。</p> <p>緑豊かな市街地の形成を図るため、民有地に対するまちづくり事業と連携した緑化や接道緑化を誘導していくとともに、風致地区や開発事業区域内等での緑化を推進します。</p>						
実績						
<p>景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可に係る事前相談を行いました（橋や海の家色彩等）。また、神奈川県・藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市合同の景観重要公共施設研修会において、情報交換と事業調整を行いました。海岸気象情報盤の設置に向けた調査・検討の協議・調整を行いました。</p> <p>砂押川沿いでは、市民との協働により、プロムナードの桜の保全再生に向け、「砂押川桜保全再生計画」に基づき、樹勢回復治療等の取組を積極的に進めています。</p> <p>「鎌倉市公共サインガイドライン」に基づき、より統一感あるサイン整備を行い、市全体でよりわかりやすい案内ができるようにするとともに、鎌倉市らしい都市景観形成を図っています。</p> <p>民間事業者に対しては、開発事業にあわせ、まちづくり空地の設置を要請し、快適な公共（道路）空間の確保を進めました。</p> <p>自主まちづくり計画などの制度と連携し、まち並みのみどりの奨励事業による接道緑化への支援を行ったほか、風致地区や開発事業区域内等での緑化指導を行いました。</p>						
【まち並みのみどりの奨励事業実績】						
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
補助金交付件数（件）	17	13	10	12	8	2
植栽延長（m）	181.5	181.3	99.7	94.34	80.43	11.8
植栽本数（本）	442	445	199	180	116	19

目標の達成状況	A ・ ㊸ ・ C					
推進状況						
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
【景観重要公共施設の整備】						
協議・占用許可等の継続的な実施						
<p>◆◆◆ H21～ 若宮大路における景観協議会の検討</p> <p>◆◆◆ H22～ 国道134号沿いの一体的な景観形成の検討</p> <p>◆◆◆ H20～ 砂押川プロムナードにおける桜の保全再生</p>						
【公共施設の整備】						
公共サインの整備・維持						
◆◆◆ H28 公共サインガイドライン策定						
◆◆◆ 道路緑化の推進・維持管理						
◆◆◆ 無電柱化工事の事業実施						
◆◆◆ ポケットパーク・まちづくり空地の設置誘導						
今後の施策						
<p>景観計画に基づき、景観重要公共施設の整備・占用許可を行います。また、景観重要公共施設研修会により、情報交換と事業調整を行います。若宮大路ベルトでは早期に景観協議会を設置し、施設管理者・関係住民等の連携により、通りの魅力向上に取り組みます。</p> <p>「なぎさ軸広域景観構想」の実現にあたり、県と相模湾沿岸13市町及び箱根町と連携を図り、「(仮称)なぎさ軸広域景観交流会議」や「ゾーン毎の景観協議会」を活用しながら取組を推進していきます。国道134号沿いの一体的な景観形成に向けて検討を進めます。</p> <p>公共サインガイドラインを基に統一的な公共サインとなるよう公共サインの施設管理課と協議、誘導を行います。</p> <p>引き続き、鎌倉市緑の基本計画に沿ってまちづくり事業との連携による緑化や市民の緑化活動への支援などを通じ、緑豊かな市街地環境を形成する緑のネットワークの形成に努めます。</p>						

※まち並みのみどりの奨励事業

緑豊かなまち並み景観を創造するため、道路に面して緑化（接道緑化）をする方に対して、予算の範囲内でその経費の一部を補助しています。対象となる接道緑化は、住宅・店舗・事業所等の敷地及び駐車場の接道部に新たに植栽する樹木又は生け垣で、その延長が3m以上のものです。


また、植栽後、少なくとも5年間は接道緑化として活用することが必要です。補助金の額は、市が定めた標準経費と工事予定額を比較し、廉価額に1/2を乗じて算出（限度額150,000円）します。但し、鎌倉市危険ブロック塀等対策事業補助金の交付決定を受けて1年以内にこれに替わる緑化をする場合、又は地区計画が定められた区域、自主まちづくり計画策定地区、景観形成地区などで接道緑化の取り決めのある場合は、補助率が2/3になります。

3 景観資源を核とした都市景観の形成

歴史的・文化的資源や自然資源など、鎌倉固有の都市景観をより印象的なものとしている景観資源の保全とともに、これらの景観資源との調和に配慮した周辺のまち並み形成に取り組みます。

特に景観資源類型別の景観形成方針で示した歴史的建造物・史跡や歴史的風土、眺望景観は、文化財保護法や歴史まちづくり法（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）等の関連制度との連携を図り、重点的に整備に取り組みます。

(1) 歴史的建造物の保存と活用

内容	
<p>現行の景観重要建築物等の制度を継承し、さらに景観法、都市公園法、文化財保護法等による近代建築物等の保全制度を積極的に活用し、本市独自の保存・活用手法を検討します。</p> <p>鎌倉市景観重要建造物等保全基金（平成27年（2015年）11月条例制定）を積極的に活用し、歴史的建造物の保全を図ります。</p>	
目標	
景観重要建築物等の制度の充実、活用など	
目標の達成状況	Ⓐ ・ B ・ C
推進状況	
<p>景観重要建築物等の制度を活用し、点的な保全から線的・面的な保全へ取組を拡大します。（既指定の景観重要建築物等の再評価により、建造物単体の保全から周辺の景観形成へと取組を広げます。）既指定物件のほか、市内の歴史的建造物の調査・評価を通じて、本市独自の保全・活用手法の研究を進めます。</p>	
実績	
<p>景観重要建築物等の修繕の費用助成を継続して行っています。</p> <p>旧華頂宮邸の建物一般公開については、コロナ禍での中断もありましたが、感染対策を行いながら、実施を再開しています。</p> <p>扇湖山荘の公開及び利用を今後も継続的に実施するために、「扇湖山荘公開等運営会議」を行いました。令和元年台風第15号及び第19号以降、敷地内のがけの安全が確認できていないことから、暫定庭園公開は実施していません。</p> <p>令和2年（2020年）3月10日に、鎌倉文学館（旧前田家別邸）を、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法という。）の規定に基づき、歴史的風致形成建造物に指定しました（指定第3号）。</p> <p>平成28年度（2016年度）に寄附を受納した旧村上邸（景観重要建築物等 指定第18号）は、令和元年（2019年）5月から公募型プロポーザルによって選定した株式会社エンジョイワークスが保存活用事業を行っています。内閣総理大臣から自治体SDGsモデル事業にも選定されているこの保存活用事業は、土地活用モデル大賞（主催：一般社団法人都市みらい推進機構、後援：国土交通省）理事長賞を受賞するなど、歴史的建造物の保存活用モデルとして、全国的に注目を集めています。</p>	
	
旧村上邸	

推進状況					
H 2 9	H 3 0	H 3 1 / R 1	R 2	R 3	R 4
【景観重要建築物等の維持保全】					
助成金の交付／文化財部局との連携					
←… H27 景観重要建造物等保全基金創設 ▲ 景観重要建築物等所有者情報交換会の実施					
【旧村上邸の保全活用】					
耐震改修等 民間事業者による保存活用事業					
←… H28 寄附受納 ▲ R1.5～					
【旧華頂宮邸の保全活用】					
建築物の継続的な維持修繕・庭園管理					
建築物の修繕計画作成／本格活用の検討					
←… H25 旧華頂宮邸暫定活用運営会議の設置					
建築一般公開 コロナ禍による中断 再開					
【扇湖山荘の保全活用】					
維持管理・保全活用の検討					
今後の施策					
<p>景観重要建造物（景観法）及び景観重要建築物等（鎌倉市都市景観条例）の指定や登録有形文化財の制度の活用を進めます。</p> <p>景観重要建築物等の維持修繕の支援を行います。</p> <p>旧華頂宮邸の本格活用に向けて、建物一般公開や、旧華頂宮邸暫定利用のルールを運用していきます。また、建物維持のための修繕計画を作成していきます。</p> <p>扇湖山荘の暫定公開や、保全活用の検討を進めます。</p> <p>旧村上邸を適切に活用し続けるため、地元協議会との協議を継続します。</p> <p>歴史的風致形成建造物（歴史まちづくり法）の指定に向けた取組を進めます。</p>					

鎌倉市景観重要建築物等一覧（令和5年（2023年）3月現在）

第1号 鎌倉文学館（旧前田家別邸）◆	第20号 笹野邸
第2号 伊藤邸（旧望洋楼）	第21号 のり真安齋商店
第3号 篠田邸（旧村田邸）	第22号 三河屋本店◆
第4号 寸松堂◆	第23号 東勝寺橋
第5号 日本基督教団鎌倉教会会堂	第24号 榑亭【平成26年（2014年）11月に指定変更】◆
第6号 日本基督教団鎌倉教会付属ハリス記念鎌倉幼稚園	第25号 湯浅物産館◆
第7号 かいひん荘鎌倉◆	第26号 去来庵
第8号 石川邸（旧里見弴邸）	第27号 ホテル ニューカマクラ
第9号 山崎邸【平成15年（2003年）12月に指定解除】	第28号 平井家住宅・長屋門
第10号 川合邸	第29号 旧華頂宮邸◆
第11号 鎌倉聖ミカエル教会聖堂	第30号 野尻邸（旧大佛次郎茶亭）◇
第12号 鎌倉市長谷子ども会館（旧諸戸邸）◆	第31号 加賀谷邸
第13号 白日堂	第32号 成瀬家住宅【令和2年（2020年）3月に指定解除】
第14号 小池邸【令和4年（2023年）3月に指定解除】	第33号 極楽洞
第15号 石島邸◆	第34号 旧神奈川県営湘南水道鎌倉加圧ポンプ所
第16号 旧安保小児科医院	第35号 旧三橋旅館蔵
第17号 高野邸【平成29年（2017年）6月に指定解除】	第36号 猪熊邸（旧武基雄自邸）
第18号 旧村上邸【平成28年（2016年）4月に指定変更】	第37号 萬屋本店
第19号 旅館対僊閣	

景観重要建造物一覧（令和5年（2023年）3月現在）

第1号 旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）

国登録有形文化財（建造物）一覧（令和5年（2023年）3月現在）

鎌倉国宝館本館	鎌倉文学館本館	鎌倉市長谷子ども会館洋館	鎌倉市長谷子ども会館蔵	旧華頂家住宅主屋
三河屋本店店舗兼用住宅	三河屋本店蔵	寸松堂主屋	寸松堂蔵	かいひん荘鎌倉洋館（旧村田家住宅洋館）
高崎家住宅主屋	田丸家住宅主屋	榑亭本館	榑亭山門	坂井家住宅和館
坂井家住宅洋館	日高家住宅主屋	日高家住宅門及び堀	神霊教鎌倉錬成場霊源閣	神霊教鎌倉錬成場待合
神霊教鎌倉錬成場霊練堀	神霊教鎌倉錬成場門	鎌倉市立御成小学校旧講堂	鎌倉市吉屋信子記念館主屋	鎌倉市吉屋信子記念館門及び堀
吉岡家住宅主屋	旧吉原家別邸主屋	旧田島屋材木店（古民家スタジオ・インクタリ）主屋	旧田島屋材木店（古民家スタジオ・インクタリ）門及び堀	田中・大野邸主屋
旧太田家住宅主屋（宝善院三摩耶庵）	材木座公会堂	旧川喜多邸別邸（石島家住宅）主屋	湯浅物産館	本覚寺本堂
本覚寺客殿	本覚寺庫裏	本覚寺分骨堂	本覚寺鐘楼	本覚寺手水舎
本覚寺楼門	本覚寺大門	本多家住宅（旧中上川家住宅）主屋	本多家住宅（旧山本家住宅）門及び堀	

※鎌倉市景観重要建築物等（鎌倉市都市景観条例第30条）：

都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認める建築物等（工作物を含む）

・景観重要建造物（景観法第19条）：

地域の良好な都市景観の形成に重要な役割をもつ建造物

◆国登録有形文化財（建造物）（文化財保護法第57条）：

重要文化財以外の有形文化財のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの（建設後50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たもの）

◇公益財団法人鎌倉風致保存会保存建造物（公益財団法人鎌倉風致保存会歴史的建造物保存事業に関する規定第3条）：

明治、大正、又は昭和初期に建築された建築物（工作物を含む）のうち、①由緒、由来のあるもの、②時代の生活様式を伝えるもの、③古い建築様式を伝えるもの、④情緒のあるもののいずれかに該当し、かつ保全を図るために必要があると認めるもの

・鎌倉市景観重要建造物保全基金：景観重要建築物等、景観重要建造物、鎌倉市立御成小学校講堂、旧鎌倉図書館、扇湖山荘

(2) 地域景観資源の保全と整備

内容																											
<p>石碑、道標、道祖神や樹木、優れた生垣、屋敷林、十橋・十井・五名水などを地域景観資源と位置づけ、地域住民との価値観の共有に努めます。</p> <p>市民・NPO等との協働により、これら景観資源の保全・整備手法の検討に取り組むとともに、地域の景観づくりの拠りどころとして活用します。</p>																											
目標																											
<p>地域景観資源の保全、普及啓発、データベースへの反映</p>																											
推進方法																											
<p>建築物・工作物のほか、石碑、道標等の地域資源を景観資源として幅広く捉え、その保全・活用を通じて景観形成に取り組みます。これらの保全・活用には、景観施策のほか、文化財等、他の制度の活用が必要となることから、関連部署との連携を強化します。また、市民・NPO等と、この様な景観資源の価値観の共有に努めるとともに、景観資源の情報管理に取り組みます。</p> <p>市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区等の保全制度を活用した緑地の保全を進めます。</p>																											
実績																											
<p>景観資源のデータベースを基に情報管理を行いました。</p> <p>平成21年度（2009年度）から、特別緑地保全地区及びその候補地を対象として、確保した市有緑地における緑地の機能的・環境的な質の向上を図ることを目的に「確保緑地の適正整備事業」を行っています。（令和2年度（2020年度）：常盤山特別緑地保全地区）</p> <p>鎌倉近郊緑地特別保全地区内で、約0.79haの緑地（計6筆）を買い入れました。</p> <p>なお、令和2年度（2020年度）末までに、11地区、面積約49.4haの特別緑地保全地区を指定しています。</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">円海山、北鎌倉近郊緑地保全区域内での近郊緑地特別保全地区の指定の経過</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">指定年月日</th> <th style="width: 30%;">地区名</th> <th style="width: 45%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S44. 5. 13</td> <td>円海山</td> <td>約100ha（横浜市域のみ）</td> </tr> <tr> <td>H21. 3. 25</td> <td>円海山</td> <td>約116ha（変更・横浜市域のみ）</td> </tr> <tr> <td>H22. 3. 23</td> <td>大丸山</td> <td>約 44ha（横浜市域のみ）</td> </tr> <tr> <td>H23. 10. 18</td> <td>鎌倉</td> <td>約131ha（鎌倉市域のみ）</td> </tr> <tr> <td>H24. 3. 5</td> <td>公田</td> <td>約 5ha（横浜市域のみ）</td> </tr> <tr> <td>H26. 3. 5</td> <td>大丸山</td> <td>約 72ha（変更・横浜市域のみ）</td> </tr> <tr> <td>R 2. 3. 25</td> <td>円海山</td> <td>約124ha（変更・横浜市域のみ）</td> </tr> </tbody> </table>	円海山、北鎌倉近郊緑地保全区域内での近郊緑地特別保全地区の指定の経過			指定年月日	地区名	面積	S44. 5. 13	円海山	約100ha（横浜市域のみ）	H21. 3. 25	円海山	約116ha（変更・横浜市域のみ）	H22. 3. 23	大丸山	約 44ha（横浜市域のみ）	H23. 10. 18	鎌倉	約131ha（鎌倉市域のみ）	H24. 3. 5	公田	約 5ha（横浜市域のみ）	H26. 3. 5	大丸山	約 72ha（変更・横浜市域のみ）	R 2. 3. 25	円海山	約124ha（変更・横浜市域のみ）
円海山、北鎌倉近郊緑地保全区域内での近郊緑地特別保全地区の指定の経過																											
指定年月日	地区名	面積																									
S44. 5. 13	円海山	約100ha（横浜市域のみ）																									
H21. 3. 25	円海山	約116ha（変更・横浜市域のみ）																									
H22. 3. 23	大丸山	約 44ha（横浜市域のみ）																									
H23. 10. 18	鎌倉	約131ha（鎌倉市域のみ）																									
H24. 3. 5	公田	約 5ha（横浜市域のみ）																									
H26. 3. 5	大丸山	約 72ha（変更・横浜市域のみ）																									
R 2. 3. 25	円海山	約124ha（変更・横浜市域のみ）																									

特別緑地保全地区の指定の経過		
指定年月日	地区名	面積
H14. 4. 30	城廻	約 3.7ha
H14. 4. 30	昌清院	約 0.8ha
H14. 4. 30	岡本	約 3.2ha
H15. 6. 17	玉縄城址	約 2.4ha
H17. 9. 13 (H23. 10. 18変更)	常盤山	約19.0ha
H19. 12. 9	寺分一丁目	約 2.3ha
H20. 9. 16	天神山	約 5.0ha
H21. 9. 14	手広・笛田	約 6.0ha
H24. 8. 1	等覚寺	約 1.8ha
H24. 8. 1	梶原五丁目	約 4.6ha
H30. 6. 15	上町屋	約0.6ha

目標の達成状況	A ・ ㊀ ・ C				
推進状況					
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
【地域景観資源の保全と整備】					
..... 地域資源データベースの管理		—————▶			
..... 近郊緑地特別保全地区の運用		—————▶			
..... 地域資源保全活用手法の検討		—————▶			
..... 特別緑地保全地区の指定に向けた取組・運用		—————▶			
今後の施策					
<p>景観資源が生み出す歴史的景観の維持継承や、景観資源周辺の良い景観形成を図るために、その景観特性を明らかにし、景観資源周辺の建築行為等に対する建築作法やデザインなどを示したガイドラインの検討を行います。</p> <p>また、景観資源のデータベースの情報管理を行います。</p> <p>鎌倉市緑の基本計画に沿って特別緑地保全地区の指定に向けた取組を進めます。</p> <p>県と連携して、許可・届出制度による行為の制限を行います。</p> <p>普及啓発と並行して景観資源の定点観測を定期的に行うことにより、その効果を検証します。</p>					

(3) 歴史的風土の保存等

内容						
<p>古都保存法により指定された歴史的風土保存区域を継承し、歴史的風土の保存を図ります。 また、緑地としての活用も含めた樹林管理や防災対策についても検討をすすめます。 風致地区の特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。</p>						
目標						
緑地としての樹林管理、防災対策など						
推進方法						
<p>風致地区については、その特色を活かしながら、自然環境と調和した風致景観の維持・創造を図ります。 古都保存法により指定された歴史的風土保存区域において、国・県と連携して、歴史的風土の保存を図ります。</p>						
実績						
<p>古都保存法・風致地区条例等に基づき、国・県と連携して、地区内の建築行為、土地形質の変更等の規制・誘導を行いました。 法改正により、市町村が条例を策定することになったことから、平成25年（2013年）12月27日に鎌倉市風致地区条例を制定し、平成26年（2014年）4月1日に施行しました。 古都保存法施行50周年を記念して、法制定当時のあゆみを振り返るとともに、未来へと繋げることを目的に記念誌を発行し、改めて歴史的風土の保存について周知を図りました。 また、平成28年度（2016年度）に国土交通省により「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」の変更があり、歴史的風土保存区域と一体となっている区域について風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せて活用することとなりました。</p>						
【風致地区、歴史的風土保存区域等の許認可申請等件数】						
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
風致地区内行為許可申請等（件）	595	637	585	525	605	566
歴史的風土保存区域内行為届（件）	105	99	76	65	73	61
歴史的風土特別保存地区内許可申請等（件）	31	35	25	15	25	17
	指定面積		備考			
	歴史的風土保存区域		989 ha 逗子市分6.8ha含む			
	歴史的風土特別保存地区		573.6ha			
目標の達成状況			A ・ ③ ・ C			
推進状況						
H 2 9	H 3 0	H 3 1 / R 1	R 2	R 3	R 4	
【歴史的風土の保全】						
風致地区内、歴史的風土(特別)保存区域内の行為の規制・誘導						
▲ H25 鎌倉市風致地区条例制定						
古都保存法の周知・啓発						
▲ H28 古都保存法50周年事業						

今後の施策

現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の枢要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請します。

新たに歴史的に重要な文化的資産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を国に働きかけます。

現行の風致地区指定区域につながる丘陵の樹林地（近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区の指定地、台峯の鎌倉中央公園拡大区域、（仮称）山崎・台峯緑地候補地、約170.5ha）の風致地区の指定拡大に努めます。

国・県と連携して、許可・届出制度による行為の制限を行います。

(4) 眺望景観の保全・創出

内容					
<p>本市の地形的な特性を視覚的に認識することができる、優れた眺望景観を保全・創出し、さらにその印象を高めていくため、眺望景観の視点からの都市景観の形成に積極的に取り組みます。</p> <p>都市計画法の高度地区や建築基準法の総合設計制度を活用し、景観法との連携による効果的な規制・誘導施策の検討に取り組みます。</p>					
目標					
眺望景観の保全、定点観測、高度地区との連携など					
推進方法					
33の眺望点からの眺望景観の保全及び魅力向上のために、建築物の建築等の景観誘導や緑の保全に努めます。					
実績					
<p>景観計画に基づき、眺望景観の視点から建築行為等の景観誘導（建築物等の高さ・配置・デザイン、屋上設備等）に取り組みました。</p> <p>高度地区を、用途地域ごとに第1種から第4種に分類し、建築物の高さの最高限度の制限がない区域まで拡大する都市計画変更を行いました。</p>					
目標の達成状況		A ・ ② ・ C			
推進状況					
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
【眺望景観の保全・創出】					
<p>▲ H29～</p> <p>▲ 都市計画変更 効果的な規制・誘導手法の検討・・・▶</p>					
今後の施策					
<p>建築物単体、まち並みレベル（近景）だけではなく、眺望景観（中～遠景）の視点からも建築行為等の景観誘導に取り組みます。また、眺望景観保全・創出の重要性の周知に努めます。</p>					

4 地区の個性を活かした都市景観の形成

景観形成上重要な地区、土地利用の転換にあわせ景観整備が求められる地区などにおいて、地区レベルの景観誘導施策を活用し、地区の個性を活かした都市景観の形成に取り組みます。

(1) 地区プランの策定・提示

内容						
<p>「3 - 2. 鎌倉市全域における景観形成方針と基準」に示す土地利用類型別の景観形成方針と基準等をベースとして、地区毎に地域の文脈や景観形成の作法等の詳細な景観づくりの考え方をわかりやすく示した地区プラン（デザインガイドライン等）を策定・提示し、地区の個性を活かした景観形成を能動的、戦略的にすすめます。</p>						
目標						
地区プランの策定、地区住民との協議、デザインガイドライン作成						
推進方法						
市全域を対象に継続的に取り組みます。拠点やベルトの位置付けのある場所、地区住民の発意のある場所等において優先的に取り組みます。						
実績						
<p>平成29年（2017年）2月に行った大平山地区地区計画の都市計画決定をきっかけに、地区計画区域を大平山丸山町内会全域に拡大する要望書が地元住民から提出されたことを受け、市では都市計画に関する内容の精査を行い、平成31年（2019年）2月6日に大平山丸山地区地区計画を都市計画変更しました。さらに、地区計画区域であることの周知看板の設置等に係る費用を助成しました。</p>						
目標の達成状況			① ・ B ・ C			
推進状況						
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
【地区プランの策定・提示】						
<p>..... 協働によるまちづくりの推進・支援</p> <p>..... 大平山地区地区計画</p> <p>..... 大平山丸山地区地区計画</p> <p>..... 都市計画変更手続</p> <p>..... 市政情報宅配便などを実施</p> <p>..... 「(仮称)地区まちづくり計画」制度の創設</p>						
▲ H29.2 決定		▲ H31.2 決定				

今後の施策

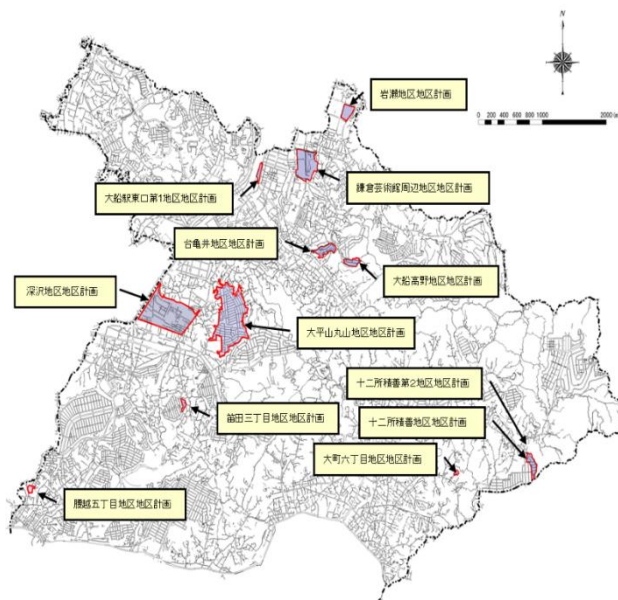
自主まちづくり計画に基づいて、地区住民と市の協働によるまちづくりの推進を図るとともに、法的拘束力のある制度（地区計画等）への移行のための支援を行います。

既にまちづくりに取り組んでいる地域を中心に、ホームページなどで地区計画制度の普及啓発に努め、地域住民から地区計画策定に向けた発意があったものについては、市で検証のうえ、地区計画に移行するための意識醸成・支援を行います。

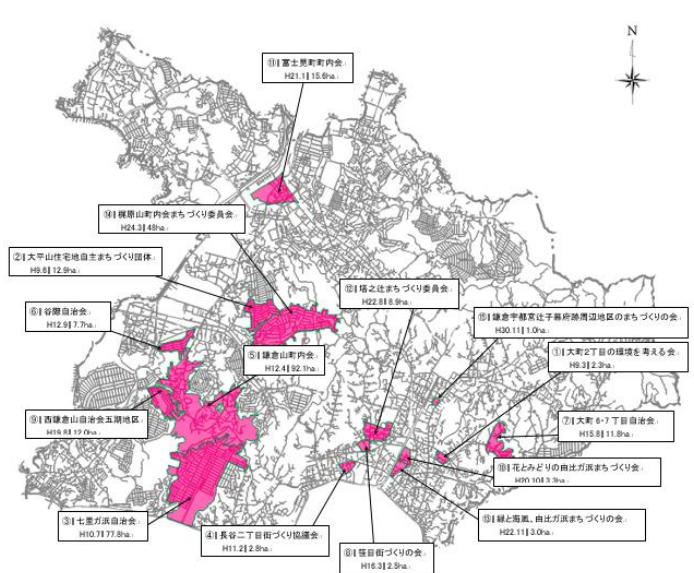
また、鎌倉市まちづくり条例等の改正に合わせて、自主まちづくり計画よりも、実効性を高めた「（仮称）地区まちづくり計画」の制度を創設し、地域の特性・実情に合わせた多様な地区レベルでのまちづくりを目指します。

※地区計画

地区計画とは、良好な環境を持った家なみやまち並みの形成・保全を図るために、住民と鎌倉市とが協力して策定するまちづくりのルールです。地区計画では、建築物の用途、形態などについての制限や、地区の道路、公園などの公共施設の配置と規模などをきめ細かく定めます。計画策定に際しては、住民が中心となり、市がサポートしながらその地区のルールを決め、これを市が都市計画として決定することになります。なお、鎌倉市では、現在12箇所地区計画が定められています。



地区計画区域



自主まちづくり計画策定地区

※自主まちづくり計画（鎌倉市まちづくり条例第13条に基づく）

まちづくり市民団体は、快適な居住環境の保全と創造を図るための自主的な計画を策定し、自主まちづくり計画として、市長に提案することができます。まちづくり市民団体の認定にあたっては、一定の地区の住民の大多数により構成されていると認められること、又は、その活動が一定の地区の住民の大多数の支持を得ていると認められることが必要です。市長は、自主まちづくり計画の提案を受けたときは、その周知に努め、市が実施する施策に反映させるよう努めることとしています。また、自主まちづくり計画が定められた地区において開発事業等を行うとする者は、当該開発事業等の計画を自主まちづくり計画と調和させるよう努めることが必要となります。

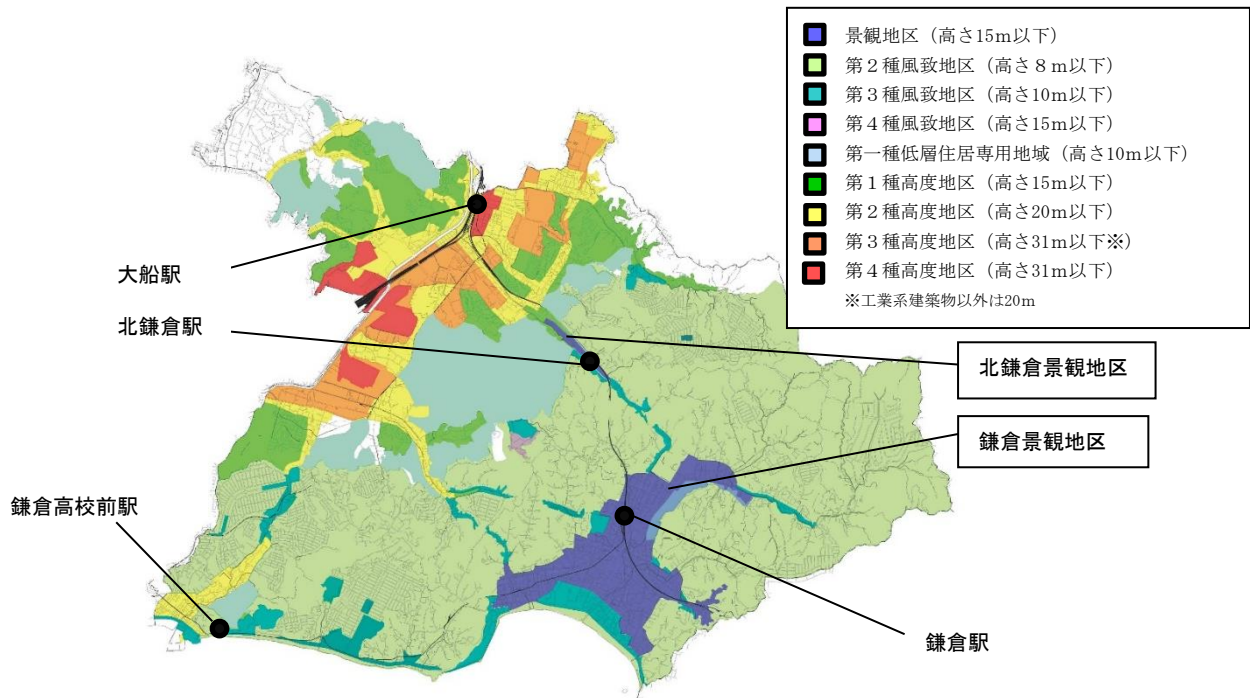
(2) 特定地区や景観地区等の活用

内容																													
<p>地元の意向等を踏まえ策定した地区プラン（デザインガイドライン等）を素材に、特定地区や景観地区等の指定、また、景観協定の締結等といった手法を活用し、地区の個性を活かした都市景観の形成に取り組みます。</p> <p>なお、景観法では景観地区内における建築物の建築等に対して、景観法第16条が適用されないことから、景観地区の指定・運用に際しては、特定地区で定めた建築物の都市景観形成のための基準を景観地区の建築物の形態意匠の制限に移行することで、これら制度の特性を活かした都市景観の形成に取り組みます。</p>																													
目標																													
<p>地区指定の検討、指定後の活用</p>																													
推進方法																													
<p>若宮大路や北鎌倉駅の周辺市街地など、周囲を歴史的風土に囲まれた市街地を先行して地区指定し、運用に取り組みます。その後も引き続き、ベルトや拠点に位置付けられた場所を中心に地区住民の発意、市街地整備の進行状況にあわせ、随時地区指定の検討を行います。</p> <p>特別用途地区の活用にあたっては、住民の合意形成の熟度に応じて制度の活用を検討します。</p>																													
実績																													
<p>若宮大路周辺の市街地及び北鎌倉駅周辺の市街地を景観地区（鎌倉景観地区・北鎌倉景観地区）に指定（平成20年（2008年）3月1日）し、建築物の規制・誘導に取り組んでいます。</p> <p>景観法に基づく認定申請及び届出が下表の通りありました。</p> <p>平成29年（2017年）3月に一部改正された鎌倉市都市景観条例を平成29年（2017年）7月より運用しています。</p> <p>また、本市の景観形成上特に重要である若宮大路・小町通りにおける建築物の形態意匠の基準として、地元の商店会・自治会町内会、景観整備機構及び市で協力し、若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）を作成しました。</p>																													
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>鎌倉景観地区</td> <td>約224.8ha</td> <td>平成20年3月1日告示 平成30年2月9日変更告示</td> </tr> <tr> <td>北鎌倉景観地区</td> <td>約7.2ha</td> <td>平成20年3月1日告示</td> </tr> </tbody> </table>		鎌倉景観地区	約224.8ha	平成20年3月1日告示 平成30年2月9日変更告示	北鎌倉景観地区	約7.2ha	平成20年3月1日告示																						
鎌倉景観地区	約224.8ha	平成20年3月1日告示 平成30年2月9日変更告示																											
北鎌倉景観地区	約7.2ha	平成20年3月1日告示																											
<p>【景観計画区域内における建築行為等届出件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発行為、建築行為（件）</td> <td>114</td> <td>83</td> <td>115</td> <td>80</td> <td>61</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>工作物（件）</td> <td>160</td> <td>159</td> <td>184</td> <td>208</td> <td>285</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>勧告・変更命令（件）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	開発行為、建築行為（件）	114	83	115	80	61	80	工作物（件）	160	159	184	208	285	208	勧告・変更命令（件）	0	0	0	0	0	0
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4																							
開発行為、建築行為（件）	114	83	115	80	61	80																							
工作物（件）	160	159	184	208	285	208																							
勧告・変更命令（件）	0	0	0	0	0	0																							
<p>【景観地区内における建築物計画認定件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定（件）</td> <td>130</td> <td>123</td> <td>105</td> <td>118</td> <td>123</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>不認定（件）</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	認定（件）	130	123	105	118	123	118	不認定（件）	0	0	0	0	0	0							
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4																							
認定（件）	130	123	105	118	123	118																							
不認定（件）	0	0	0	0	0	0																							
<p>【景観配慮協議申出件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築行為（公表対象）（件）</td> <td>27</td> <td>47</td> <td>25</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>開発行為（件）</td> <td>11</td> <td>46</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>意見書（件）</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	建築行為（公表対象）（件）	27	47	25	19	20	19	開発行為（件）	11	46	17	15	14	15	意見書（件）	3	1	8	0	0	0
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4																							
建築行為（公表対象）（件）	27	47	25	19	20	19																							
開発行為（件）	11	46	17	15	14	15																							
意見書（件）	3	1	8	0	0	0																							

目標の達成状況	A ・ ② ・ C					
推進状況						
H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	
【景観地区の運用】						
■■■■ 鎌倉景観地区・北鎌倉景観地区の運用 ◀... H19~						
■■■■ 高度地区の運用 ◀... H19~						
今後の施策						
<p>制度の普及啓発に努め、地区住民の合意の熟度に応じて、新規地区の指定や既指定地区のルールの見直しに積極的に取り組みます。また、まちの成長管理に住民自らが関わる景観地区景観形成協議会の設立に向けた支援を行います。</p> <p>市街地の土地利用の状況を踏まえ、地域特性に応じた建築物の高さの規制・誘導の検討を行います。</p> <p>ホームページなどで法制度の理解を深め、合意形成の熟度に応じて制度の活用を検討します。</p>						

※主な協議例

- ・ 周辺のまち並みに合わせた階数への変更。
- ・ 通り際のフェンスをセットバックさせ、その前面に植栽帯を配置させることで、通り沿いの緑を連続させる。
- ・ 通りのにぎわい保つために、通りに面する開口部をオープンなつくりとする。
- ・ 周辺景観と調和するように外壁の色彩や素材を調整する。



景観地区・その他建築物の高さの制限

Ⅲ 推進体制等の検証

1 推進体制

(1) 庁内・関係機関との推進体制の構築

内容	
<p>公共施設の整備や開発事業の進捗に合わせ、効果的に景観整備をすすめるために行政内部を横断的に調整する推進体制を構築します。</p> <p>景観重要公共施設の管理者や近隣市との研修会の開催等を継続し、協力・連携関係の維持・強化を図ります。</p>	
目標	
<p>公共施設景観整備システムの構築</p> <p>景観重要公共施設研修の定期・継続的な実施</p>	
実績	
<p>公共施設整備の際の、景観についての協議手続き（事前調整・協議）のフローを景観計画に定め、国・県等の公共施設についても、この調整・協議の流れを準用して周知を進めています。</p> <p>近隣市とともに、県の関連部局と景観重要公共施設について情報共有を行う景観重要公共施設研修は、コロナ禍で中断されているものの文書での情報共有は継続しています</p>	
目標の達成状況	A ・ ② ・ C
今後の施策	
<p>県や市の関連部局へは景観協議の重要性についての周知が進んだことで、事前協議が行われるようになってきていますが、官民連携の手法が多様化したことで、設計を受けた民間事業者との調整方法についても、検討を進める必要があります。</p> <p>また、事前協議を行った公共施設について、整備後の評価ができていないため、事後レビューの仕組みを検討する必要があります。</p>	

(2) 景観アドバイザーの起用

内容	
<p>鎌倉らしい都市景観の形成の推進、地域の景観の先導的な役割を果たす公共施設の整備をすすめるため、建築デザインや色彩等の分野で見識を有する専門家を景観アドバイザーに委嘱します。</p> <p>大規模な建築物や主要な公共施設を対象として、設計段階や協議の過程において景観アドバイザーから助言を得ることにより、都市景観の形成を進めます。</p>	
目標	
景観アドバイザー制度の充実、活用	
実績	
<p>景観アドバイザー制度については、若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインや鎌倉市屋外広告物条例等の制度づくりや、鎌倉駅東口駅前広場や由比ガ浜こどもセンター等の公共施設整備のほか、民間建築物の中でも特に大規模で、景観上重要な場所に立地するものについては、積極的に活用して意見を反映しています。</p>	
目標の達成状況	Ⓐ ・ B ・ C
今後の施策	
<p>景観アドバイザー制度については、積極的に活用し、専門家の意見を反映して、よりよい景観形成に努めていますが、施設整備後の振り返りが行えていないことから、事後レビューについても景観アドバイザー制度を活用することを検討していきます。</p>	

(3) 景観協議会の設立

内容	
<p>景観重要公共施設の整備に関する事項の検討など、様々な主体（景観行政団体、景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構等）間で効果的に調整するため景観法に定める景観協議会を設立します。</p> <p>景観協議会では、施設の整備に関する事項や周辺の景観づくりのルール（特定地区の指定等）の検討の他、イベントの企画・運営など、都市景観の形成に関する市民意識の醸成などにも積極的に取り組みます。</p> <p>必要に応じて国や県、その他関係機関との連携体制を整え、効率的に魅力ある都市景観の形成に取り組むことが可能となるような体制を整えます。</p>	
目標	
景観協議会設立のための調整、体制の整備、設立後の運用など	
実績	
景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等とは個別に密な連携を進めているものの、景観協議会の設立には至っていません。	
目標の達成状況	A ・ B ・ ©
今後の施策	
景観重要公共施設の管理者、景観整備機構等との連携を継続しながら、景観協議会設立のための調整を続けます。	

(4) 景観形成協議会の設立

内容	
地域の個性を活かした景観づくりを推進するため、特定地区等においては、住民などにより、都市景観条例に定める景観形成協議会の設立を促し、事業者等への意見聴取や景観づくり活動を推進します。	
目標	
景観形成協議会設立のための調整、体制の整備など	
実績	
景観形成協議会は現在2団体が設立されていますが、その他の地域においても景観形成協議会の設立を進めるため、調整を進めています。	
目標の達成状況	A ・ ② ・ C
今後の施策	
景観形成協議会設立のためには、地域の住民等関係者の幅広い参画が必須であることから、意識の醸成に努めます。 また、既設の2団体についても活動の支援を継続していきます。	

2 関連制度・施策の活用や連携

(1) 屋外広告物条例の制定

内容	
<p>「3 - 3. 鎌倉市全域における屋外広告物の行為の制限」、「4 - 2. 特定地区における景観形成方針と基準」に示す各特定地区の屋外広告物の行為の制限並びに神奈川県屋外広告物条例に基づき適正に規制・誘導します。</p> <p>今後、これまでの屋外広告物の規制・誘導の実績を活かし、歴史・文化・活力など、都市の風格や賑わいを演出する美しさを持った屋外広告物の誘導を図るため、鎌倉市独自の屋外広告物条例を制定します。</p>	
目標	
屋外広告物の調査、関連機関との調整、条例の制定など	
実績	
<p>神奈川県や、鎌倉商工会議所、商店会等の関係者と調整のうえ、令和3年（2021年）12月23日に策定し、令和4年（2022年）4月1日に施行しました。</p> <p>制定に合わせ、未申請広告物や違反広告物等に、あらためて対処しています。</p>	
目標の達成状況	① ・ B ・ C
今後の施策	
<p>市条例の制定により、エリアマネジメント広告等の新しい取組みが可能になったことから、市民・商業者らとの協働を進め、地域の活性化に生かします。</p> <p>一方、屋外広告物は技術革新が著しく、デジタルサイネージやアドトラック等の新しい広告媒体が現れ続けていることから、新技術に対応できる基準づくりを進めます。</p> <p>また、夜間景観への注目も高まっていることから、照明付き広告物の色温度の基準など、夜間景観の基準づくりも検討します。</p>	

(2) 公共施設の景観整備ガイドラインの作成

内容	
<p>今後、公共施設の再編が進行することを踏まえ、建築物のデザインの質の向上や緑化の推進、広場やオープンスペースの活用等により、地域の核となる都市景観の形成を図ります。</p> <p>鎌倉市都市景観条例の「公共施設整備における市の先導的役割」を受け、公共施設整備時に「6-1-3）. 公共施設の景観配慮事項」に基づき、良好な都市景観の形成を図るため、公共施設の景観整備に関するガイドラインを作成します。</p> <p>「6-2-3）. 公共サインの景観配慮」に基づき、簡潔で分かりやすく利用しやすい公共サインの整備・管理を誘導するため、公共サインに関するガイドラインを作成します。</p>	
目標	
<p>公共サインガイドラインの作成 公共施設の景観整備ガイドラインの作成</p>	
実績	
<p>「6-2-3）. 公共サインの景観配慮」に基づき、平成30年（2018年）4月に「鎌倉市公共サインガイドライン」を策定しました。</p> <p>関連部署への継続的な周知により、事前協議が浸透してきています。</p>	
目標の達成状況	Ⓐ ・ B ・ C
今後の施策	
<p>公共サインガイドラインに基づく事前協議は浸透してきていますが、公共サインは公共建築物よりも関連部署が多岐にわたり、デザインに関する知識量も一定ではないことから、基礎知識を共有するための研修等の実施を検討します。</p> <p>公共施設の景観整備ガイドラインの作成についても作成のための検討を進めます。</p>	

(3) 関連施策との連携

内容
<p>①地区計画等の活用 地区の計画的整備と良好な都市景観の形成が同時に求められる場所においては、地区計画制度を活用して適切な景観誘導を図ります。 市独自や任意の制度（自主まちづくり計画、住民協定#等）によりまちづくりに取り組んでいる地域においては、法的位置づけのある景観計画（特定地区の指定等）や地区計画への移行をめざします。</p> <p>②高度地区の活用 平成20年（2008年）3月に都市計画決定された高度地区は、風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これら地域に次いで良好な住環境の維持・向上が求められている第一種中高層住居専用地域を指定しています。 今後も、良好な居住環境の保全や、既成市街地における魅力的な都市環境・都市景観の形成を図るため、地域特性に応じた建築物の高さを規制・誘導します。</p> <p>③特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域等の活用 市街地のまち並みにうるおいを与える丘陵地の緑を保全するため、特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域等の制度を活用した緑地の保全をすすめます。 周辺の山並みと調和した緑豊かな市街地の創造をめざし、緑化地域や緑地協定などを活用し、都市の緑と市街地のまち並みが一体となった都市景観の形成をすすめます。 市街地の良好な景観を形成する屋敷林などの価値を明確にし、土地利用等が転換される際に既存樹木が保存されるような仕組みも併せて検討します。</p> <p>④歴史的風致維持向上計画の推進 平成28年（2016年）1月に、歴史まちづくり法に基づく鎌倉市歴史的風致維持向上計画#が認定されました。歴史的風致の維持向上、また、良好な都市環境や都市景観の形成を図るため、「歴史的遺産と共生するまちづくり」に関する取組みを推進します。</p> <p>⑤ 空家対策 「空家等対策の推進に関する特別措置法」を活用し、適切に管理されていないことにより著しく景観を損ねている状態の空家などについて良好な都市景観形成が図られ、適切に管理されるような仕組みづくりを検討します。</p> <p>⑥ 防災・減災及び復興まちづくりへの備え 自然災害に対して「防災・減災」や被災後の復興まちづくりの考え方を踏まえ、都市構造の安全性を向上しかつ良好な都市景観の形成が図られるような仕組みづくりを検討します。</p>
目標
<p>歴史的風致維持向上計画の推進・活用 地区計画・高度地区の活用、防災対策推進</p>
実績
<p>①新たな地区計画が市民主導で定められる等、地区計画制度等の活用が進んでいます。 既指定の地区計画についても、関連部局と連携して適正な運用を図っています。</p> <p>②既指定の高度地区について、適切な規制・誘導に努めています。</p> <p>③特別緑地保全地区及び近郊緑地保全区域等の制度を活用し、緑地の保全を進めています。 民有の緑地についても、助成制度の周知を進めています。</p> <p>④旧華頂宮邸を含む5件を歴史的風致形成建造物に指定するなど、歴史的風致維持向上計画の推進を進めています。また、街なみ環境整備事業の補助金を利用し、構成事業を推進し</p>

ています。

⑤ 空家対策

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成29年（2017年）3月に「鎌倉市空家等対策計画」を策定し、適切な管理を進めています。

⑥ 防災・減災及び復興まちづくりへの備え

防災と景観の両立を目指し、庁内での検討を進めています。

目標の達成状況

A ・ ⑥ ・ C

今後の施策

関連施策との連携は、特に関連部局との緊密な調整が重要であることから、情報共有に努めるとともに、積極的な意見交換や勉強会等を通じて互いに知見を高めながら推進していきます。

3 都市景観形成事業等の活用

(1) 歴史的建造物の保全基金の活用

内容	
<p>鎌倉市景観重要建造物等保全基金（平成27年11月条例制定）を積極的に活用し、歴史的建造物の保全を図ります。</p> <p>景観形成に関するファンディングの導入を検討するなどにより、良好な都市景観の形成の実現を図ります。</p>	
目標	
鎌倉市景観重要建造物等保全基金の活用	
実績	
<p>平成30年度（2018年度）に、景観重要建築物等を紹介する景観重要建造物等保全基金の周知パンフレットを作成したほか、ふるさと寄附金を通じた寄附も大きな割合を占めていることから、ふるさと寄附金の使途指定先を紹介したパンフレットも作成しました。</p> <p>各種パンフレット等による周知を図った結果、ふるさと寄附金等を通じて、多くの寄附が集まり、令和5年（2023年）3月末現在で計122,364,584円を積み立てています。</p> <p>積み立てた基金は、旧鎌倉図書館（おなり子どもの家）等の指定建造物の修繕費用として活用しています。</p>	
目標の達成状況	① ・ B ・ C
今後の施策	
<p>歴史的建造物の維持保全のためには、莫大な費用を要することから、引き続き周知を続け、基金への積立を目指します。</p> <p>パンフレットの配布は、現在市内に限られていることから、市外での配布の方法を検討します。</p> <p>また、積み立てた基金について、対象とする建造物37件の修繕予定を精査し、計画的に活用できるよう検討します。</p>	

(2) 都市景観形成事業の活用

内容	
都市景観の形成に関する各種事業を活用することで、景観ベルトや景観拠点の形成等の推進を図ります。	
目標	
各種事業の活用、景観ベルトや景観拠点の形成等の推進	
実績	
大船駅西口駅前広場整備事業や鎌倉駅東口駅前広場整備事業等、景観ベルト内や景観ベルトに隣接する公共施設整備にあたっては、景観アドバイザー制度を活用するなど、公共施設のデザイン的な質を担保するとともに、景観重要公共施設として景観形成に寄与するよう実施しています。	
目標の達成状況	A ・ ② ・ C
今後の施策	
景観ベルト内や景観ベルトに隣接する地域について、積極的な修景を進めていきます。 「鎌倉らしさ」を特徴づけ、市民や訪れる人が「鎌倉らしさ」を共有できる地域を景観拠点として、重点的に修景を進めていきます。 特に、公園や海浜等の公共的な屋外空間への注目が高まっていることから、公共的屋外空間の積極活用を図ります。	

4 景観に関する情報の管理・活用

(1) 景観資源のデータベースの整備・活用

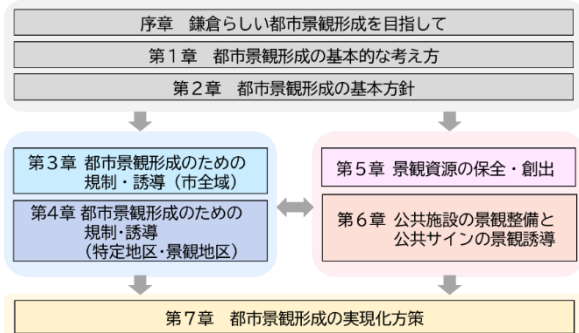
内容	
歴史的建造物をはじめとする景観資源のデータベースを作成します。 作成したデータベースを基に、景観資源をまちづくりや景観づくりへ積極的な活用に向けた施策展開に取り組みます。	
目標	
データベース作成 データベース活用	
実績	
歴史的建造物のデータベースについて、これまで神奈川県や本市が実施した歴史的建造物に関する各種調査の記録を電子化するなどの整理を行いました。しかしながら、それらの資源について、現存確認ができていないことから、データベースの作成には至っていません。	
目標の達成状況	A ・ B ・ ©
今後の施策	
既存の歴史的建造物の各種調査に基づき、それらの景観資源の現状について、実態調査を実施し、データベースを作成します。作成にあたっては、大学や市民団体等との連携を検討します。	

(2) 重要な地区等における景観の変化の把握

内容	
<p>景観ベルトや景観拠点、特定地区等、都市景観の形成が重要な地区において、定期的に写真を撮影するなど、景観の経過を把握します。</p> <p>景観配慮協議を実施した施設等では、工事完了後に関連情報をストックするなど、今後の景観づくりへの活用や施策展開に取り組みます。</p>	
目標	
定期的な調査、データベースへの反映、管理・活用	
実績	
<p>鎌倉を代表する通り景観である若宮大路・小町通りにおいては、景観形成ガイドラインの作成に合わせ、立面図の作成や写真撮影等の記録を行い、構成建築物の更新時に立面図の更新を行っています。</p> <p>景観配慮協議を実施した施設等では、工事完了後に関連情報をストックするなど、今後の景観づくりへの活用や施策展開に取り組んでいます。</p>	
目標の達成状況	A ・ ② ・ C
今後の施策	
<p>若宮大路・小町通りのほか、眺望点等の景観上重要な地点において、定期的な写真撮影等を行い、経過を記録します。</p> <p>景観配慮協議や若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインに基づく協議を実施した施設等では、事後レビューを実施し、計画による景観の変遷の評価に取り組みます。</p>	

IV 短期目標期間の実績と課題

- 「鎌倉市景観計画」は、平成19年（2007年）1月に策定し、10年間の実績を踏まえて平成29年（2017年）1月に改定しました。
- 改定計画は全7章で構成されており、第1章及び第2章で基本的な考え方や方針を示した上で、第3章において全市的な規制・誘導、第4章において地区別の規制・誘導について、そして、第5章において景観資源の保全、第6章において公共施設及びサインの整備・誘導について定めています。第7章において、これらの計画を実現するための実現化方策について定めています。



- 第3章の全市的な規制誘導に係る施策としては、敷地面積500㎡超等の大規模な建築物について市民意見の募集を含む「景観配慮協議」制度を導入しました。運用の中で、著しい計画変更があった場合も再協議規定がないことや、個人住宅を計画公表の対象とするこの懸念、仮設建築物の除外規定がないこと等が課題として明らかになったため、再協議規定や、個人住宅の計画公表除外、仮設建築物の除外等について、条例改正を検討していきます。
- 第4章の地区別の規制誘導に係る施策としては、「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン」の作成・運用、景観整備機構の協働、深沢地域整備の景観づくりの取組みを実施しました。

同ガイドラインの運用によって、景観配慮協議に至らない規模の建築物であっても事前協議が可能になりましたが、法的な強制力はないため今後、条例や要綱等への位置付けを検討していきます。また、具体的な模範例を求められることが多いため、事例集の作成を検討します。

景観整備機構とは、同ガイドラインの作成等において緊密な連携を行いました。より多角的な参画を促すため、商工部局等、他部局との連携を進めます。

深沢地域整備の景観づくりについては、市民参画の元、まちづくりガイドライン等に基づき新しいまちづくりを進めていますが、今後、景観計画区域土地利用類型の見直しの要否、景観計画で定める景観形成基準の検討、形態意匠条例（地区計画）の規制内容の検討について、担当部局と緊密に連携・調整するほか、景観アドバイザー等専門家への相談を行います。

- 第5章の景観資源の保全に係る施策としては、「鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」制定、「鎌倉市景観保存建築物の保存活用の推進に関する要綱」策定、「鎌倉市景観重要建造物等保全基金」創設等、様々な施策の展開を行いました。しかしながら、指定解除・解体に至る景観重要建築物等があったことも事実です。

建築基準法の適用除外（特に用途許可）については課題が多いこと、所有者に建物保存の意志があっても経済的な負担が大きいことから建築指導部局、文化財部局との連携を強化し、所有者の支援を続けていきます。

- 第6章の公共施設及びサインの整備・誘導に係る施策としては、公共施設の事前協議の周知啓発に努めたほか、「鎌倉市公共サインガイドライン」を作成しました。

公共施設の整備については、県や市の関連部局への周知が進んだことによって、予算措置段階から事前協議が行われるようになり、景観的な質が向上してきました。一方、官民連携の手法が多様化したことから、それぞれのスキームに対し、事前協議の時期を明確にする必要が生じています。また、今後、施設整備後の事後レビューの仕組みを検討していく必要があります。

公共サインについては、ガイドラインによって、観光案内板等について統一的なデザインで作成されるようになりました。一方、ガイドラインは一定のデザインの基礎知識を前提として作成していることから、研修等によって、関係部署に対し、知識の共有に努める必要があります。

- 改定計画の残存期間（令和5年度（2023年度）～令和8年（2026年）度）にあっては、短期目標期間の実績を踏まえて、事業を補完していく必要があるとともに、令和9年度（2027年度）以降の景観計画改定を視野に検討していく必要があります。

改定にあたっては、現計画で生じている課題に対策するとともに、全国的な課題として生じている少子高齢化、建材・人件費の高騰、インバウンドの増加等の事象、夜間景観整備や街路空間の活用、広告物の多様化、エリアマネジメントの多角化等の新潮流に対する検討が求められます。また、コロナ禍の反省を踏まえて、オンラインで継続可能な普及啓発の検討や、高まる湘南鎌倉エリアへの移住人気等への対応も検討する必要があります。

- 市民・NPO・事業者と行政が連携しながら、より「鎌倉らしい景観」を形成するため、取り組んでいきます。

V 景観計画（短期目標期間）の検証経過について

○検証経過

	検討内容
R4.10	第52回 景観審議会 ○景観計画の達成状況の検証及び今後の進め方について ○景観計画短期目標達成状況について
R5.1	第53回 景観審議会 ○中間評価の進め方及びスケジュール ○公共施設、公共サイン整備の推進について ○景観配慮協議の運用について
R5.5	第54回 景観審議会 ○検証の進捗状況の確認と今後の予定
R5.8	第55回 景観審議会 ○若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用 ○景観整備機構との協働 ○深沢地域整備の景観づくりの取組み
R5.11	第56回 景観審議会 ○景観資源の保全活用施策の検証 ○都市景観形成の実現化方策の検証
R6.1	第57回 景観審議会 ○短期目標の評価のまとめ方について

鎌倉の景観

(鎌倉市景観計画の実績報告)

平成29年(2017年)7月～令和5年(2023年)3月

編集発行

令和6年(2024年)3月

鎌倉市まちづくり景観部都市景観課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467(61)3477

E-mail keikan@city.kamakura.kanagawa.jp
